

公益社団法人東京都診療放射線技師会 定 款

目次	第1章 総則（第1条・第2条）
	第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
	第3章 会員（第5条～第11条）
	第4章 代議員及び予備代議員（第12条～第14条）
	第5章 総会（第15条～第24条）
	第6章 役員（第25条～第32条）
	第7章 理事会（第33条～第40条）
	第8章 資産及び会計（第41条～第45条）
	第9章 定款の変更及び解散（第46条～第49条）
	第10章 公告の方法（第50条）
	第11章 支部（第51条）
	第12章 事務局（第52条）
	附則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人東京都診療放射線技師会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、診療放射線学の向上発展と放射線障害の防止に関する事業を推進するとともに、東京都における診療放射線技師の職業倫理を高揚することにより、放射線検査・治療技術の質の確保と都民の健康及び医療、並びに保健の質の維持発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 診療放射線学の向上のための学術及び科学技術の振興、並びに調査研究を目的とする事業
- (2) 放射線医療及び放射線障害防止に関する啓発普及事業
- (3) 放射線関連機器及び診療用放射線の安全管理を推進する事業
- (4) 医療、公衆衛生に関する関連機関団体との連携協調の促進
- (5) 前各号の主旨を目的とした学術誌の刊行
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都内において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的及び事業に賛同する個人又は団体であつて、次の3種とする。

- (1)正会員 診療放射線技師又は診療エックス線技師の資格を有する者
- (2)名誉会員 この法人に顕著な功績のあつた正会員のうち、理事会の推薦により総会の承認を得た者
- (3)賛助会員 正会員の資格を有しない者で、理事会の承認を得た者又は団体

(会員の権利)

第6条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1)法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2)法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3)法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4)法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5)法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6)法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7)法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8)法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みを行い、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、当該年度までの会費未納者についてはこの限りではない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3)その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対して総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 第 9 条及び第 10 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) 総会にて決議されたとき
- (3) 当該会員が死亡、又は団体においては解散したとき
- (4) 診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許を取り消されたとき

第 4 章 代議員及び予備代議員

(代議員及び予備代議員の設置)

第 12 条 第 5 条の正会員のうち、地区会員 30 人から 1 人の割合で選出される代議員をもって法人法上の社員とする。また、端数が 15 人以下のときは切り捨て、16 人超のときは 1 人に切り上げることにする。

- 2 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、地区から 1 人を予備代議員として選出することができる。

(代議員及び予備代議員の選出)

第 13 条 代議員及び予備代議員は、正会員による代議員選挙により選出する。

- 2 代議員及び予備代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 前項の代議員選挙において、立候補者は他の正会員と等しく代議員及び予備代議員を選出する権利を有する。
- 4 理事又は理事会は、代議員及び予備代議員を選出することはできない。また、代議員及び予備代議員は、定款第 25 条に規定する役員を兼ねることはできない。
- 5 第 2 項の代議員選挙に関する事項は別に定める。
- 6 予備代議員を選挙する場合には、当該候補者が予備の代議員である旨も併せて決定しなければならない。

(代議員及び予備代議員の任期)

第 14 条 代議員及び予備代議員の任期は、選出後の 4 月 1 日から 2 年後の 3 月 31 日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。

- 2 代議員に欠員を生じたときは、予備代議員がその任にあたる。その場合の任期は、当該代議員の残存期間とする。

第5章 総会

(構成)

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは代議員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時場所を示して、開会の日の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 5分の1以上の代議員の要求により、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集を請求することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、当該総会において出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数)

第21条 総会は、すべての代議員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第22条 総会の決議は、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任状等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権の行使、または他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上 21名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とし、副会長を含めて6名以内を業務執行理事とすることができる。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は別に定める規程により、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち1名、監事のうち1名は非会員から選任しなければならない。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 副会長は、会長が指名し理事会の承認を得る。
- 4 業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 7 理事会は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、代表権を除く業務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

- 2 欠員により補充された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤ならびに非会員の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には会務に要した経費を支給する。

(顧問)

第 32 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の決議を経て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて参考意見を述べるることができる。
- 4 顧問の報酬は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は、次に掲げる場合において開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 第 27 条第 5 項に基づく招集の請求があったとき

(招集)

第 36 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について決議に加わることができるすべての理事が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は前項の議事録に署名捺印する。ただし、会長不在の場合は理事会に出席した理事全員の記名押印を必要とする。

(委員会)

第 40 条 理事会は、この法人の事業を推進するために必要があるときは、その決議により委員会をおくことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費の支弁)

第 42 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、事業計画書、収支予算書については総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会に提出し、次の事項の書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算出)

第 45 条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。) には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第 11 章 支 部

(支 部)

第 51 条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置く。

- 2 支部は、事業計画に基づき、当該支部に関する事業を執行する。
- 3 支部は、理事候補者の推薦をすることができる。

第 12 章 事務局

(事務局)

第 52 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員は理事会の決議を経て会長が任命する。
- 4 職員の事務分掌及び給与等については、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は篠原健一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成 24 年 5 月 26 日改正、施行する。
- 5 平成 26 年 6 月 22 日改正、施行する。
- 6 平成 29 年 6 月 18 日改正、施行する。
- 7 令和元年 6 月 14 日改正、施行する。
- 8 令和 5 年 6 月 17 日改正、施行する。
- 9 令和 8 年 2 月 5 日改正、施行する。